

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項前段中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条第3項を削る。

第6条第1項中「契約会計課長」を「財務課長」に改める。

第12条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の勤務実績の報告、旅費の請求その他人事及び給与に関する事務を総合的に管理するための情報処理の仕組みで、職員課長が管理するものをいう。）を使用して旅費を請求する場合については、請求書及び支出調書の添付は、不要とする。

第13条第1項中「収納」を「領収」に改め、同条第2項中「収入」を「領収」に、「預け入れ、又は納入しなければ」を「払い込まなければ」に改め、同条第3項中「預け入れ、又は納入した」を「払い込んだ」に改める。

第14条の2第1項本文中「従い」の右に「、現金によるほか、」を加える。

第18条の3第2項第1号中「押印」の右に「又は署名」を加え、同条第3項を削る。

第18条の5第1項中「収入」を「収入金」に改め、同条第2項中「収納金」を「収入金」に改める。

第19条第1項中「収納」を「領収」に改める。

別表第1の2中「南部配水工事課」を「南部配水管理課」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)